

(証券コード3376)

平成28年11月8日

株 主 各 位

京都市下京区松原通烏丸西入ル玉津島町303番地

株式会社 オンリー

代表取締役会長兼社長 中西 浩一

第40期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第40期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年11月24日（木曜日）営業時間終了時（午後6時30分）までにご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年11月25日（金曜日）午前10時
2. 場 所 京都市下京区松原通烏丸西入ル玉津島町303番地
株式会社オンリー本社ビル3階
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項
 1. 第40期（平成27年9月1日から平成28年8月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第40期（平成27年9月1日から平成28年8月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- | | |
|-------|------------------------------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 取締役2名選任の件 |
| 第3号議案 | 取締役に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件 |

以 上

◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎ 事業報告、連結計算書類及び計算書類並びに株主総会参考書類に記載すべき事項を修正する事情が生じた場合は、修正後の事項を当社ホームページに掲載いたします。

掲載アドレス <http://www.only.co.jp/>

添付書類

事業報告

(平成27年9月1日から平成28年8月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府の経済政策の継続等により、雇用及び所得環境が改善し、緩やかな回復を続けておりました。しかしながら、中国や新興国の景気減速や、急速な円高の進行等による影響が懸念され、景気の先行きについては不透明感が高まってきております。

一方、紳士服市場におきましては、少子高齢化等によりスーツ着人口が全体的に減少していることに加えて、個人消費低迷の影響や企業間の価格競争激化等により、全般的には依然として厳しい環境が続いております。

こうした状況の中で、当社グループは、「笑顔」、「感謝」、「清掃・整頓」を行動理念に掲げ、顧客満足の最大化を目指して、以下のとおり取り組んでまいりました。

販売店舗については、顧客層を拡大するという目的のもと、従来の当社商品よりも高価格帯となるオーダースーツやインポート商品を取り扱う旗艦店「オンリープレミオキョート」を平成27年10月に自社ビルにオープンいたしました。平成28年の初頭からの急激な円高の影響もあり、再びデフレ回帰の声も聞かれる中において、これら新しい取り組みの高価格帯商品の販売は低調に推移することとなりました。このような状況において、平成28年秋冬シーズン以降も同店の営業を継続するためには消化率の低いインポート商品の追加仕入れを行う必要があり、ひいては過大な在庫を抱えるリスクが発生する結果に陥る可能性があったことから、平成28年8月に同店を閉店いたしました。同店を含む店舗出退店の状況については、「オンリー（オンリープレミオキョート／オンリープレミオを含む）」は6店舗の出店、1店舗の退店を行い当連結会計年度末25店舗、「ザ・スーパースーツストア」は7店舗閉店して17店舗、アウトレット販売等を行う「スーツアンドスーツ」は4店舗閉店して18店舗、ウィメンズスーツ専門店「シーラブズスーツ」は増減無しの1店舗となり、当社グループ合計で61店舗となりました（前期末比6店舗減）。

商品面については、秋冬商品の実需期である11月及び12月の気温が平年よりも高く推移したことによりコート類の売上が低迷したことや、春夏商戦の時期においても台風等の天候不順の影響によりスーツの販売に苦戦いたしました。また、当連結会計年度からスーツの中心販売価格の引き上げを行ったこともスーツ販売数量減の一因となっております。一方で、オーダースーツへの注目度が高まる中で、当社グループにおいてもオーダースーツの売上が増加いたしました。また、100%ウール素材でありながら防しわ性を兼ね備えたトラベラーズスーツや、自宅で洗えるホームウォッシュスーツ等の機能性商品を積極的に打ち出しました。

これらの結果、当連結会計年度の売上高は68億24百万円（前期比4.3%減）となりました。既存店売上前期比が97.9%と減少したことに加えて、店舗数減少も減収要因となっております。また、新たに組み込んだインポート商品をはじめとする高価格帯商品について、評価損89百万円を売上原価に計上しております。次に、販売費及び一般管理費については、旗艦店の出店や前期に実施した「オンリー」業態への改装に伴う設備投資により減価償却費等が増加いたしました。また、店舗数減により地代家賃が減少したこと等により、37億28百万円（同0.7%減）となりました。

利益面については、営業利益は4億35百万円（同44.2%減）、経常利益は6億22百万円（同27.5%減）となりました。また、「オンリープレミアムコート」分87百万円を含め、減損損失を計118百万円計上したこと等により、親会社株主に帰属する当期純利益は2億77百万円（同40.3%減）となりました。

（2）設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資総額は3億65百万円となりました。その主な内訳は、内装等店舗設備が1億74百万円、工具、器具及び備品が1億33百万円、情報システムが17百万円、店舗物件などの不動産賃貸借契約に係る差入保証金が58百万円であります。

（3）資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

紳士服業界においては、少子高齢化等によりスーツ着用人口が全体的に減少していることに加え、クールビズの定着により、ビジネスウェアが今後一層多様化し、スーツ販売着数は減少していくものと考えられます。

こうした中、当社グループとしては、価格や嗜好性等について多様化する消費者のニーズに応えるため、商品開発や出店並びに改装を伴う店舗業態の変更を積極的に行うとともに、高品質のサービス提供を維持していくための人材育成に取り組み、収益性の向上を図ってまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

項目	第37期 (平成25年8月期)	第38期 (平成26年8月期)	第39期 (平成27年8月期)	第40期 (当連結会計年度) (平成28年8月期)
売上高(百万円)	7,222	7,307	7,130	6,824
経常利益(百万円)	1,101	1,000	859	622
親会社株主に帰属する 当期純利益(百万円)	642	574	465	277
1株当たり 当期純利益(円)	13,314.19	119.11	96.46	57.56
総資産(百万円)	6,796	7,193	7,690	7,329
純資産(百万円)	4,552	5,001	5,350	5,532
1株当たり 純資産額(円)	94,417.54	1,037.28	1,109.68	1,147.40

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数に基づいて算出しております。
2. 当社は、平成26年3月1日付で、普通株式1株につき100株の割合をもって株式分割を行っておりますが、第38期(平成26年8月期)の期首に当該株式分割が行われたものと仮定して1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

(6) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の 出資比率	主要な事業内容
株式会社オンリーファクトリー	10,000千円	100%	紳士服及び婦人服の製造販売業
株式会社オンリートレンタ	10,000千円	100%	紳士服及び婦人服の販売業

(注) 株式会社オンリートレンタは「スーツアンドスーツ」の店舗を運営しております。

(7) 主要な事業内容 (平成28年8月31日現在)

当社の主たる事業は、紳士服、婦人服及び関連商品の企画・生産・販売であり、主な取扱品目は、スーツ及びシャツ・ネクタイであります。スーツについては、プレタポルテに加えて、オーダースーツの製造販売を行っております。

(8) 主要な事業所及び工場 (平成28年8月31日現在)

- ① 本社 京都市下京区松原通烏丸西入ル玉津島町303番地
- ② オンリー商品センター 京都市山科区勧修寺瀬戸河原町126
- ③ 株式会社オンリーファクトリー (オーダースーツ製造工場)
佐賀県武雄市武雄町大字武雄2011番地1
- ④ 販売店舗

当社グループは、当社商品の販売のため、国内に61店舗を有しております。地域別及び業態別に表示すると次のとおりであります。

業 態	北海道	東北	関東	中部	近畿	中国	九州	合計
オ ン リ ー	3	1	7	1	10	1	2	25
ザ・スーパースーツストア			5	5	4	1	2	17
シーラブズスーツ			1					1
スーツアンドスーツ			4	2	11	1		18
合計	3	1	17	8	25	3	4	61

(注) 1. 上記所在地の地方区分は都道府県別に次のとおりであります。

北海道…北海道

東北……宮城県

関東……埼玉県、東京都、神奈川県

中部……静岡県、愛知県

近畿……滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県

中国……岡山県、広島県

九州……福岡県

- 2. オンリー、ザ・スーパースーツストア及びシーラブズスーツ業態は、当社が運営し、スーツアンドスーツ業態は、株式会社オンリートレнтаが運営しております。

(9) 使用人の状況（平成28年8月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	前 連 結 会 計 年 度 末 比 増 減
329名（31名）	8名増（9名減）

（注）使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前 事 業 年 度 末 比 増 減	平均年齢	平均勤続年数
279名（31名）	8名増（9名減）	31.4歳	4.1年

（注）使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(10) 主要な借入先及び借入額（平成28年8月31日現在）

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	303百万円
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	184百万円

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

株式会社東京証券取引所よりご承認いただき、平成28年8月10日付をもちまして、当社株式は東京証券取引所市場第二部から同取引所市場第一部銘柄に指定されました。

2. 会社の現況

(1) 会社の株式に関する事項（平成28年8月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 12,000,000株
- ② 発行済株式の総数 5,972,000株（自己株式1,150,049株を含んでおります。）
- ③ 株主数 2,625名
- ④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数(株)	持株比率(%)
中西浩一	1,600,000	33.18
はるやま商事株式会社	296,100	6.14
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	255,600	5.30
株式会社丸井グループ	150,000	3.11
中西元美	140,000	2.90
京都中央信用金庫	104,700	2.17
中西浩之	64,000	1.32
土屋敦子	35,800	0.74
吉田知広	34,100	0.70
菱田哲也	30,000	0.62

(注) 1. 当社は自己株式を1,150,049株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

(2) 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

(3) 会社役員に関する事項

① 取締役及び監査役の状況（平成28年8月31日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長兼社長	中西浩一	株式会社オンリーファクトリー代表取締役会長 株式会社オンリートレンタ代表取締役社長
取締役	白波久	常務執行役員 株式会社オンリーファクトリー代表取締役社長
取締役	中村直樹	常務執行役員商品グループ本部長
取締役	菱田哲也	ジェムアソシエイツ株式会社代表取締役
取締役	白田清	ドーンアンドデライト株式会社代表取締役
常勤監査役	中本已知夫	
監査役	津村俊雄	津村税理士事務所 税理士
監査役	燈田進	燈田進税理士事務所 税理士

- (注) 1. 取締役菱田哲也氏及び白田清氏は社外取締役であります。
2. 監査役中本已知夫氏、津村俊雄氏及び燈田進氏は社外監査役であります。
3. 監査役津村俊雄氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査役燈田進氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 当社は、取締役菱田哲也氏及び白田清氏、監査役中本已知夫氏、津村俊雄氏及び燈田進氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6. 社外取締役との責任限定契約について
当社と各社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。
7. 社外監査役との責任限定契約について
当社と各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。
8. 当社は執行役員制度を導入しております。取締役兼務者を除く平成28年8月31日現在の執行役員は以下のとおりであります。

氏名	担当
栢木秀樹	執行役員経営管理グループ本部長
澤 詩朗	執行役員営業・マーケティンググループ本部長

② 事業年度中に退任した取締役及び監査役

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
中西浩之	平成27年10月6日	辞任	代表取締役社長 株式会社オンリートレンタ代表取締役

③ 取締役及び監査役の報酬等の額

イ. 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	支給人員	支給額
取 締 役（社外取締役を除く）	4名	37,276千円
社 外 取 締 役	2名	11,100千円
社 外 監 査 役	3名	3,960千円
合 計	9名	52,336千円

- (注) 1. 取締役の支給額には使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬等の額には、辞任により退任した取締役1名の在任中の報酬等の額が含まれております。
3. 平成19年11月26日開催の第31期定時株主総会において、取締役の報酬限度額を年額400,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）、監査役の報酬限度額を年額50,000千円以内と決議いただいております。

ロ. 社外役員が子会社から受けた役員報酬等の総額

該当事項はありません。

④ 社外取締役及び社外監査役の主な活動状況

区 分	氏 名	活 動 状 況
取 締 役	菱田 哲也	当期開催の取締役会15回中14回に出席し、経営全般に関する深い知識と経験に基づいて必要な発言を行っております。
取 締 役	白田 清	当期開催の取締役会15回中15回に出席し、経営全般に関する深い知識と経験に基づいて必要な発言を行っております。
監 査 役	中本已知夫	当期開催の取締役会15回中15回及び監査役会12回中12回に出席しているほか、常勤監査役として経営戦略会議等の重要な会議に出席し、会計及び税務についての専門的見地やコンプライアンスに対する幅広い知識と高い識見に基づいて必要な発言を行っております。また、監査役会において、当社の経理システム及び内部監査について適宜必要な発言を行っております。
監 査 役	津村 俊雄	当期開催の取締役会15回中12回及び監査役会12回中12回に出席し、会計及び税務についての専門的見地から必要な発言を行っております。また、監査役会において、監査結果についての意見交換等、専門的見地から適宜、必要な発言を行っております。

区 分	氏 名	活 動 状 況
監 査 役	燈 田 進	当期開催の取締役会15回中10回及び監査役会12回中10回 に出席し、会計及び税務についての専門的見地から必要 な発言を行っております。また、監査役会において、監 査結果についての意見交換等、専門的見地から適宜、必 要な発言を行っております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第24条第2項の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が3回ありました。

⑤ 他の法人等の重要な兼職状況

1. 社外取締役 菱田哲也

他の法人等の業務執行取締役等の兼職の状況

- ・ ジェムアソシエイト株式会社 代表取締役

(注) 当社は、ジェムアソシエイト株式会社とは特別の関係はありません。

2. 社外取締役 白田 清

他の法人等の業務執行取締役等の兼職の状況

- ・ ドーンアンドデライト株式会社 代表取締役

(注) 当社は、ドーンアンドデライト株式会社とは特別の関係はありません。

3. 社外監査役 津村俊雄

他の法人等の業務執行取締役等の兼職の状況

- ・ 津村税理士事務所 税理士

(注) 当社は、津村税理士事務所とは特別の関係はありません。

4. 社外監査役 燈田 進

他の法人等の業務執行取締役等の兼職の状況

- ・ 燈田進税理士事務所 税理士

(注) 当社は、燈田進税理士事務所とは特別の関係はありません。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 有限責任監査法人トーマツ

② 報酬等の額

	支 払 額
当 事 業 年 度 に 係 る 報 酬 等 の 額 (注)	22,000千円
当 社 及 び 子 会 社 が 会 計 監 査 人 に 支 払 う べ き 金 銭 そ の 他 の 財 産 上 の 利 益 の 合 計 額	22,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制及びその他会社の業務並びに会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要な体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 当社及び当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は社訓、企業理念（仲間・正直・シンプル）、行動理念（笑顔・感謝・清掃整頓）を大切にし、本社、全国の各店舗、グループ会社の全使用人に継続的にその精神を伝達し、それを企業風土とすることにより、法令遵守と社会倫理の遵守を企業活動の原点とすることを徹底する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

代表取締役は、取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理についての統括責任者に管理担当取締役を任命する。取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理は、「文書管理規程」及び「情報システム管理規程」に定め、これに従い当該情報を文書又は電磁的に記録し、整理・保存する。

監査役は、取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理について、関連諸規程に準拠して実施されているかについて監査し、必要に応じて取締役会に報告する。

③ 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、代表取締役がリスク管理に関する統括責任者としてその任にあたり、各担当部門長とともに、カテゴリー別のリスクを体系的に管理するためリスク管理規程を制定する。全社的なリスクを総括的に管理する部門は管理本部とし、当社及び当社子会社の各部門においては、関連規程に基づきマニュアルやガイドラインを制定し、部門毎のリスク管理体制を確立する。監査役及び内部監査室は各部門のリスク管理状況を監査し、その結果を取締役会に報告する。取締役会は定期的にリスク管理体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。

④ 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、当社及び当社子会社の取締役が出席する定例の経営戦略会議を毎月2回、取締役会を毎月1回開催し、当社及び当社子会社の業務執行に関する基本的事項及び重要事項に係る意思決定を機動的に行う。業務の運営については、将来の事業環境を踏まえ中期経営計画及び各年度予算を立案し、全社的な目標を設定する。当社及び当社子会社の各部門においては、その目標達成に向け具体策を立案・実行する。

⑤ 当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制並びに当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

関係会社管理規程に基づき、当社及び関係会社の管理は当社代表取締役が統括する。当社代表取締役は、円滑な情報交換とグループ活動を促進するため、定期的に関係会社連絡会議を開催する。

関係会社の経営については、その自主性を尊重しつつ、業務内容の定期的な報告と重要案件についての事前協議を行う。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、管理本部スタッフを監査役を補助すべき使用人として指名することができる。監査役が指定する補助すべき期間中は、指名された使用人への指揮権は監査役に移譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けないものとする。

⑦ 当社及び当社子会社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他監査役への報告に関する体制、当該報告をしたことにより不利益を受けないことを確保するための体制、その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社及び当社子会社の取締役及び使用人は、当社及び当社子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項及び不正行為や重要な法令並びに定款違反行為を認知した場合の他、取締役会に付議する重要な事項と重要な決定事項、経営戦略会議その他重要な会議の決定事項、重要な会計方針・会計基準及びその変更、内部監査の実施状況、重要な月次報告、その他必要な重要事項を、法令及び「監査役会規程」並びに「監査役監査規程」など社内規程に基づき監査役に報告するものとする。

監査役は重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会及び経営戦略会議等重要会議に出席するとともに、稟議書類等業務執行に係る重要な文書を閲覧し取締役及び使用人に説明を求めることとする。

監査役への報告を行った者に対し、当該報告を行ったことを理由として不利益な扱いを行うことを禁止し、その旨を当社及び当社子会社の取締役及び使用人に周知徹底する。

また「監査役会規程」及び「監査役監査規程」に基づく独立性と権限により、監査の実効性を確保するとともに、監査役は内部監査室及び会計監査人と緊密な連携を保ちながら自らの監査成果の達成を図る。

監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払いまたは支出した費用の償還等の請求をしたときは、監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理することとする。

⑧ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

反社会的勢力及び団体による不当請求に対しては、当社グループの組織全体として毅然とした態度で臨むものとし、反社会的勢力及び団体との取引関係の排除、その他一切の関係を持たない体制を整備する。

(6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社では、上記の内部統制システムに基づき、当事業年度において適切な運用を行っております。主な運用状況については以下のとおりです。

① 重要な会議の開催状況

当事業年度の主な会議の開催状況は以下のとおりです。

当社及び当社子会社の全取締役及び監査役が出席する取締役会は15回開催され、各業務執行部門で収集されたリスク情報についての検討・意思決定を行っております。また、当社及び当社子会社の全取締役、常勤監査役が出席する経営戦略会議において、業務執行の進捗状況について検討を行っております。

② 監査役の職務遂行について

常勤監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、取締役会及び経営戦略会議に出席し、業務執行が適切に行われているかを確認し、監査役会において情報共有しております。

③ 内部監査の実施について

内部監査室は内部監査計画に基づき内部監査を実施いたしました。常勤監査役も内部監査室の内部監査に同行して業務監査を行っており、連携を図っております。また、内部監査の結果及び指摘事項に対する改善状況については、社長及び監査役に対して報告を行っております。

以上、当事業年度において内部統制システムが適切に運用されていることを確認しております。

(7) 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については特に定めておりません。

連結貸借対照表

(平成28年8月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
[資 産 の 部]		[負 債 の 部]	
流 動 資 産	2,482,386	流 動 負 債	1,103,584
現金及び預金	598,331	買 掛 金	94,782
売 掛 金	242,871	1年以内返済予定長期借入金	263,988
商品及び製品	1,225,060	未払法人税等	100,386
仕 掛 品	5,894	ポイント引当金	99,414
原材料及び貯蔵品	246,481	資産除去債務	4,163
繰延税金資産	134,762	そ の 他	540,849
そ の 他	28,984	固 定 負 債	693,647
固 定 資 産	4,847,530	長期借入金	224,039
(有形固定資産)	1,997,085	退職給付に係る負債	71,426
建物及び構築物	977,881	資産除去債務	173,260
工具、器具及び備品	223,210	長期未払金	139,121
土地	791,144	そ の 他	85,800
そ の 他	4,847	負 債 合 計	1,797,231
(無形固定資産)	52,082	[純 資 産 の 部]	
(投資その他の資産)	2,798,363	株 主 資 本	5,532,221
繰延税金資産	101,376	資 本 金	1,079,850
差入保証金	927,526	資 本 剰 余 金	1,186,500
投資不動産	1,746,871	利 益 剰 余 金	3,679,923
そ の 他	32,587	自 己 株 式	△414,051
貸倒引当金	△10,000	その他の包括利益累計額	464
資 産 合 計	7,329,917	繰延ヘッジ損益	464
		純 資 産 合 計	5,532,686
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	7,329,917

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(平成27年9月1日から平成28年8月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		6,824,228
売 上 原 価		2,659,938
売 上 総 利 益		4,164,289
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		3,728,754
営 業 利 益		435,535
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	27	
受 取 手 数 料	8,702	
協 賛 金 収 入	62,504	
受 取 賃 貸 料	174,000	
そ の 他	5,805	251,039
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	5,847	
上 場 関 連 費 用	4,000	
賃 貸 収 入 原 価	53,066	
そ の 他	748	63,662
経 常 利 益		622,912
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	24,745	
減 損 損 失	118,211	142,957
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		479,954
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	266,310	
法 人 税 等 調 整 額	△63,901	202,409
当 期 純 利 益		277,545
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		277,545

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(平成27年9月1日から平成28年8月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本 剰余金	利益 剰余金	自己株式	株主資本 合計
平成27年9月1日残高	1,079,850	1,186,500	3,498,817	△414,051	5,351,115
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△96,439		△96,439
親会社株主に帰属する当期純利益			277,545		277,545
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	-	181,106	-	181,106
平成28年8月31日残高	1,079,850	1,186,500	3,679,923	△414,051	5,532,221

	その他の包括 利益累計額	純資産合計
	繰延ヘッジ 損益	
平成27年9月1日残高	△300	5,350,814
連結会計年度中の変動額		
剰余金の配当		△96,439
親会社株主に帰属する当期純利益		277,545
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	765	765
連結会計年度中の変動額合計	765	181,871
平成28年8月31日残高	464	5,532,686

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

- (1) 連結の範囲に関する事項
- ① 連結子会社の状況
- ・連結子会社の数 2社
 - ・連結子会社の名称 (株)オンリーファクトリー、(株)オンリートレンタ
- ② 非連結子会社の状況 該当事項はありません。
- (2) 持分法の適用に関する事項 該当事項はありません。
- (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項 連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。
- (4) 会計方針に関する事項
- ① 重要な資産の評価基準及び評価方法
- イ. デリバティブ 時価法を採用しております。
- ロ. たな卸資産
- ・商品、原材料 移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。
 - ・製品、仕掛品 総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。
- ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法
- イ. 有形固定資産
(リース資産を除く) 定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）は定額法）を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
- | | |
|-----------|-------|
| 建物及び構築物 | 7～34年 |
| 工具、器具及び備品 | 3～10年 |
- (会計方針の変更)
法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年6月17日）を当連結会計年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。なお、この変更による当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響は軽微であります。
- ロ. 無形固定資産
(リース資産を除く) 定額法を採用しております。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）によっております。
- ハ. リース資産 該当事項はありません。
- ニ. 投資不動産 定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）は定額法）を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
- | | |
|----|--------|
| 建物 | 15～34年 |
|----|--------|

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. ポイント引当金

「モバイルオンリークラブ」制度等に基づき、購入金額に応じて顧客へ付与したポイントの利用による将来の費用負担に備えるため、過去の利用実績率に基づき将来の費用負担見込額を計上しております。

④ 退職給付に係る負債の計上基準

当社及び一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

⑤ 重要なヘッジ会計の方法

イ. ヘッジ会計の方法

為替予約が付されている外貨建金銭債務については、振当処理を行っております。

ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象

(ヘッジ手段)	(ヘッジ対象)
為替予約	外貨建金銭債務

ハ. ヘッジ方針

為替等の相場変動に伴うリスクの軽減を目的に通貨に係るデリバティブ取引を行っております。

ニ. ヘッジ有効性評価の方法

為替予約の締結時に、リスク管理方針に従って為替予約を振当てており、その後の為替相場の変動による相関関係は完全に確保されているので決算日における有効性の評価を省略しております。

⑥ その他連結計算書類作成のための基本となる事項

消費税等の会計処理 税抜方式によるおります。

(5) 会計方針の変更

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日)等を当連結会計年度から適用し、当期純利益等の表示の変更を行っております。

2. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額	1,074,661千円
投資不動産の減価償却累計額	36,222千円

3. 連結損益計算書に関する注記

減損損失

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

用途	場所	種類
営業店舗	福岡市中央区他、 合計6物件	「建物」、「工具、器具及び備品」 及び「長期前払費用」

(資産のグルーピングの方法)

当社グループは、資産のグルーピングを店舗単位で行っております。また、遊休資産については個別資産毎にグルーピングを行っております。

(減損損失を認識するに至った経緯)

営業店舗のうち、閉鎖することを決定した店舗及び収益性の低下している店舗について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

(減損損失の内訳)

建物	102,242千円
工具、器具及び備品	15,652千円
長期前払費用	317千円
減損損失 合計	118,211千円

(回収可能価額の算定方法)

資産の回収可能価額は、正味売却価額により算定しており、転用可能な資産以外について売却可能性が見込めないため零としております。

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
普通株式	5,972,000	—	—	5,972,000

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

平成27年11月25日開催の第39期定時株主総会決議による配当に関する事項

・配当金の総額	96,439千円
・1株当たり配当額	20円
・基準日	平成27年8月31日
・効力発生日	平成27年11月28日

- ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

平成28年11月25日開催予定の第40期定時株主総会の議案として次のとおり付議いたします。

・配当金の総額	81,973千円
・配当の原資	利益剰余金
・1株当たり配当額	17円
・基準日	平成28年8月31日
・効力発生日	平成28年11月28日

- (3) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び数

該当事項はありません。

5. 金融商品に関する注記

- (1) 金融商品の状況に関する事項

- ① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、資金調達については銀行借入による方針であります。また、デリバティブ取引については、将来の為替相場の変動によるリスク回避を目的としており、投機的な取引は行わない方針であります。

- ② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、取引先の信用リスクに晒されておりますが、取引先ごとに期日管理や残高管理を行うことにより、当該リスクを管理しております。

不動産賃借等に係る差入保証金は、差入先・預託先の信用リスクに晒されておりますが、定期的な残高管理や各種信用情報等を把握することにより、当該リスクを管理しております。

営業債務である買掛金及び未払法人税等は、すべて1年以内の支払期日となっております。買掛金には外貨建のものが含まれており、これらについては為替相場の変動リスクに晒されておりますが、為替予約取引を利用することにより、リスクをヘッジしております。

長期借入金は、主に営業取引や設備投資に係る資金調達であり、返済日は決算日後、最長で約3年であります。

長期未払金は、役員退職慰労引当金の打切支給に係る債務であり、各役員の退職時に支給する予定であります。

デリバティブ取引は、上述の為替予約取引であり、「デリバティブ管理規程」によりデリバティブ取引の利用をヘッジ会計が適用可能な取引に限定しております。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記 (4) 会計方針に関する事項 ⑤ 重要なヘッジ会計の方法」をご参照下さい。

- (2) 金融商品の時価等に関する事項

平成28年8月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。（注）4. 参照）

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
①現金及び預金	598,331	598,331	—
②売掛金	242,871	242,871	—
③差入保証金	927,526	929,918	△2,391
資産計	1,768,730	1,771,121	△2,391
④買掛金	94,782	94,782	—
⑤未払法人税等	100,386	100,386	—
⑥長期借入金	488,027	489,919	1,892
負債計	683,195	685,088	1,892

(注) 1. ⑥長期借入金には、1年以内返済予定長期借入金を含めております。

2. 金融商品の時価の算定方法

①現金及び預金、②売掛金、④買掛金並びに⑤未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

③差入保証金

時価は、合理的に見積もった将来キャッシュ・フローを、国債の利回りで割り引いた現在価値により算定しております。

⑥長期借入金

時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

3. デリバティブ取引に関する事項

① ヘッジ会計が適用されていないもの

該当事項はありません。

② ヘッジ会計が適用されているもの

通貨関連

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (千円)	契約額等のうち1年超 (千円)	時価 (千円)
為替予約の振当処理	為替予約取引 買建 米ドル ユーロ	買掛金	99,962	—	(※)
		買掛金	31,465	—	(※)

(※) 為替予約の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている外貨建債務と一体として処理されているため、その時価は、当該外貨建買掛金の時価に含めて記載しております。

4. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

	連結貸借対照表計上額 (千円)
長期未払金 (※)	139,121

(※) 長期未払金は、各役員の退職時期が特定されておらず時価の算定が困難なため、時価開示の対象とはしておりません。

6. 賃貸等不動産に関する注記

当社では、京都市下京区において商業ビルを所有し、その一部を賃貸しております。当連結会計年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は120,933千円（賃貸収益は営業外収益に、賃貸原価は営業外費用に計上）であります。

また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、当連結会計年度増減額及び時価は次のとおりであります。

連結貸借対照表計上額（千円）			当連結会計年度末の時価 （千円）
当連結会計年度期首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
1,777,872	△31,000	1,746,871	1,980,210

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2. 当連結会計年度増減額のうち、減少額は減価償却によるもの（31,000千円）であります。

3. 当連結会計年度末の時価は、社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）に基づく金額であります。

7. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	1,147円40銭
1株当たり当期純利益	57円56銭

貸借対照表

(平成28年8月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
[資 産 の 部]		[負 債 の 部]	
流 動 資 産	1,769,729	流 動 負 債	1,062,583
現金及び預金	290,636	買 掛 金	133,067
売 掛 金	217,065	1年以内返済予定長期借入金	263,988
商 品	1,017,408	未 払 金	193,439
原 材 料	72,190	未 払 費 用	88,181
前 渡 金	12,998	未 払 法 人 税 等	66,317
前 払 費 用	6,355	前 受 金	105,980
繰延税金資産	110,672	ポイント引当金	91,197
未 収 入 金	41,415	資 産 除 去 債 務	4,163
そ の 他	986	そ の 他	116,247
固 定 資 産	4,852,015	固 定 負 債	676,158
(有形固定資産)	1,984,461	長 期 借 入 金	224,039
建 物	971,283	退 職 給 付 引 当 金	58,718
車 両 運 搬 具	0	資 産 除 去 債 務	173,260
工具、器具及び備品	222,033	長 期 未 払 金	134,341
土 地	791,144	そ の 他	85,800
(無形固定資産)	51,173	負 債 合 計	1,738,742
商 標 権	484	[純 資 産 の 部]	
ソ フ ト ウ ェ ア	50,689	株 主 資 本	4,883,016
(投資その他の資産)	2,816,380	資 本 金	1,079,850
関 係 会 社 株 式	22,298	資 本 剰 余 金	1,186,500
出 資 金	200	資 本 準 備 金	1,186,500
長 期 前 払 費 用	22,214	利 益 剰 余 金	3,030,718
繰延税金資産	97,096	利 益 準 備 金	4,000
差 入 保 証 金	927,526	そ の 他 利 益 剰 余 金	3,026,718
投 資 不 動 産	1,746,871	別 途 積 立 金	38,300
そ の 他	10,173	繰越利益剰余金	2,988,418
貸 倒 引 当 金	△10,000	自 己 株 式	△414,051
資 産 合 計	6,621,744	評 価 ・ 換 算 差 額 等	△14
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△14
		純 資 産 合 計	4,883,002
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	6,621,744

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(平成27年9月1日から平成28年8月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		5,820,482
売 上 原 価		2,431,864
売 上 総 利 益		3,388,618
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		3,170,313
営 業 利 益		218,305
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	3	
受 取 配 当 金	126,000	
受 取 手 数 料	50,718	
協 賛 金 収 入	62,504	
受 取 賃 貸 料	204,919	
そ の 他	5,111	449,256
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	5,870	
為 替 差 損	363	
上 場 関 連 費 用	4,000	
賃 貸 収 入 原 価	83,281	
そ の 他	4	93,520
経 常 利 益		574,041
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	24,745	
減 損 損 失	118,211	142,957
税 引 前 当 期 純 利 益		431,084
法人税、住民税及び事業税	204,031	
法人税等調整額	△64,722	139,308
当 期 純 利 益		291,775

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成27年9月1日から平成28年8月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資本剰余金	利 益 剰 余 金			利益剰余金 合 計
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金		
				別途積立金	繰越利益 剰 余 金	
平成27年9月1日残高	1,079,850	1,186,500	4,000	38,300	2,793,082	2,835,382
事業年度中の変動額						
剰 余 金 の 配 当					△96,439	△96,439
当 期 純 利 益					291,775	291,775
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)						
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	195,336	195,336
平成28年8月31日残高	1,079,850	1,186,500	4,000	38,300	2,988,418	3,030,718

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額	純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株主資本合計	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	
平成27年9月1日残高	△414,051	4,687,680	△300	4,687,379
事業年度中の変動額				
剰 余 金 の 配 当		△96,439		△96,439
当 期 純 利 益		291,775		291,775
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)			286	286
事業年度中の変動額合計	-	195,336	286	195,622
平成28年8月31日残高	△414,051	4,883,016	△14	4,883,002

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

- ① 子会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。
- ② デリバティブ 時価法を採用しております。
- ③ たな卸資産
・商品、原材料 移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産
(リース資産を除く) 定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）は定額法）を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	7～34年
工具、器具及び備品	3～10年

(会計方針の変更)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年6月17日）を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。なお、この変更による当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。

- ② 無形固定資産
(リース資産を除く) 定額法を採用しております。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）によっております。

- ③ リース資産 該当事項はありません。

- ④ 投資不動産 定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）は定額法）を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	15～34年
----	--------

(3) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

- ② ポイント引当金 「モバイルオンリークラブ」制度等に基づき、購入金額に応じて顧客へ付与したポイントの利用による将来の費用負担に備えるため、過去の利用実績率に基づき将来の費用負担見込額を計上しております。
- ③ 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、事業年度末における退職給付債務見込額（簡便法）に基づき必要額を計上しております。
- (4) ヘッジ会計の方法
- ① ヘッジ会計の方法 為替予約が付されている外貨建金銭債務については、振当処理を行っております。
- ② ヘッジ手段とヘッジ対象 (ヘッジ手段) (ヘッジ対象)
為替予約 外貨建金銭債務
- ③ ヘッジ方針 為替等の相場変動に伴うリスクの軽減を目的に通貨に係るデリバティブ取引を行っております。
- ④ ヘッジ有効性評価の方法 為替予約の締結時に、リスク管理方針に従って為替予約を振当てており、その後の為替相場の変動による相関関係は完全に確保されているので決算日における有効性の評価を省略しております。
- (5) その他計算書類作成のための基本となる事項
消費税等の会計処理 税抜方式によっております。

2. 貸借対照表に関する注記

- (1) 関係会社項目
関係会社に対する金銭債権及び金銭債務には、次のようなものがあります。
- ① 短期金銭債権 33,838千円
- ② 短期金銭債務 59,857千円
- (2) 有形固定資産の減価償却累計額 1,041,507千円
投資不動産の減価償却累計額 36,222千円

3. 損益計算書に関する注記

- (1) 関係会社との取引高
- ① 売上高 137,454千円
- ② 仕入高 467,368千円
- ③ 販売費及び一般管理費 13,575千円
- ④ 営業取引以外の取引高 172,152千円

(2) 減損損失

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

用途	場所	種類
営業店舗	福岡市中央区他、 合計6物件	「建物」、「工具、器具及び備品」 及び「長期前払費用」

(資産のグルーピングの方法)

当社は、資産のグルーピングを店舗単位で行っております。また、遊休資産については個別資産毎にグルーピングを行っております。

(減損損失を認識するに至った経緯)

営業店舗のうち、閉鎖することを決定した店舗及び収益性の低下している店舗について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

(減損損失の内訳)

建物	102,242千円
工具、器具及び備品	15,652千円
長期前払費用	317千円
減損損失 合計	118,211千円

(回収可能価額の算定方法)

資産の回収可能価額は、正味売却価額により算定しており、転用可能な資産以外について売却可能性が見込めないため零としております。

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度増加 株式数(株)	当事業年度減少 株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
普通株式	1,150,049	—	—	1,150,049

5. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(流動資産)

繰延税金資産

商品	52,058千円
ポイント引当金	37,356千円
未払事業税	6,854千円
未払賞与	8,934千円
未払金	2,641千円
未払費用	1,691千円
資産除去債務	1,129千円
繰延ヘッジ損益	7千円

繰延税金資産合計 110,672千円

(固定資産)

繰延税金資産

長期未払金	41,014千円
退職給付引当金	17,945千円
減損損失	36,280千円
関係会社株式評価損	915千円
貸倒引当金	3,053千円
資産除去債務	53,046千円

小計 152,255千円

評価性引当額 △46,466千円

繰延税金資産合計 105,788千円

繰延税金負債

資産除去債務に対応する除去費用 8,692千円

繰延税金負債合計 8,692千円

繰延税金資産純額 97,096千円

(2) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成28年法律第13号)が平成28年3月31日に公布され、平成28年4月1日以後開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従前の32.2%から平成28年9月1日に開始する事業年度及び平成29年9月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.8%に、平成30年9月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については30.5%になります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)は10,115千円、繰延ヘッジ損益は0千円それぞれ減少し、法人税等調整額は10,114千円増加しております。

6. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 1,012円66銭

1株当たり当期純利益 60円51銭

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年10月11日

株式会社オンリー
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 西村 猛 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 木戸脇 美紀 印
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社オンリーの平成27年9月1日から平成28年8月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社オンリー及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成28年10月11日

株式会社オンリー
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 西村 猛 印

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 木戸脇 美紀 印

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社オンリーの平成27年9月1日から平成28年8月31日までの第40期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査報告書

当監査役会は、平成27年9月1日から平成28年8月31日までの第40期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその整備及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であり、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年10月11日

株式会社オンリー	監査役会	
常勤監査役	中本 已知夫	Ⓔ
監査役	津村 俊雄	Ⓔ
監査役	燈田 進	Ⓔ

(注) 監査役中本已知夫、津村俊雄及び燈田進は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

当社は、株主各位に対する安定的かつ継続的な利益還元を重要政策の一つとして考えております。将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保の充実に努めるとともに、配当につきましては、連結業績に連動した利益配分の水準を明確にするため、親会社株主に帰属する当期純利益の20%前後を配当性向の目安に設定し、経営環境や事業戦略、財務状況等を考慮の上、年1回期末に実施していくことを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、普通配当を12円（配当性向20.8%）とし、合わせて記念配当（設立40周年及び東京証券取引所市場第一部指定記念）5円を加えて17円（配当性向29.5%）とさせていただきます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式 1株につき金17円

（普通配当12円、記念配当5円）

配当総額 81,973,167円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成28年11月28日

第2号議案 取締役2名選任の件

経営体制の強化を図るため取締役2名を増員することとし、取締役2名の選任をお願いするものであります。なお、新たに選任された取締役の任期は、当社の定款の定めにより、他の在任取締役の残存期間と同一となります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
1	さわ しろう 澤 詩 朗 (昭和48年5月11日)	平成10年4月 株式会社日本長期信用銀行（現株式会社新生銀行）入行 平成10年11月 日本インベスターズ証券株式会社入社 平成11年12月 株式会社アライアンス入社 平成15年2月 同社取締役 平成21年2月 株式会社KPMG FAS入社 平成25年9月 同社ディレクター 平成28年1月 当社入社 執行役員営業・マーケティンググループ本部長（現任）	一株
2	かやのき ひでき 栢 木 秀 樹 (昭和49年2月13日)	平成9年4月 三菱電機株式会社入社 平成14年4月 当社入社 平成18年3月 株式会社総合医科学研究所（現株式会社総医研ホールディングス）入社 平成22年4月 当社入社 平成23年9月 当社管理本部管理部長 平成27年8月 当社管理本部長 平成27年9月 当社執行役員管理本部長 平成27年10月 株式会社オンリーファクトリー取締役（現任） 平成28年1月 当社執行役員経営管理グループ本部長（現任） (重要な兼職の状況) 株式会社オンリーファクトリー取締役	1,700株

(注) 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

第3号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

現在の取締役の報酬等の額は、平成19年11月26日開催の当社第31期定時株主総会において、年額400百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）として、決議をいただいておりますが、株価変動のメリットとリスクを株主各位と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるため、取締役に対し、一定の譲渡制限期間及び当社による無償取得事由等の定めに従って当社普通株式（以下、「譲渡制限付株式」という。）を以下のとおり割り当てることといたしたいと存じます。

つきましては、当社における取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案いたしまして、従来の取締役の報酬等の額とは別枠として、譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、取締役につき、年額90百万円以内（うち社外取締役10百万円以内）として設定いたしたいと存じます。

なお、譲渡制限付株式の割当ては、当社における取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案して決定しており、その内容は相当なものであると考えております。

また、現在の取締役は5名（うち社外取締役2名）であり、第2号議案のご承認が得られますと、取締役は7名（うち社外取締役2名）となります。

当社の取締役に対する譲渡制限付株式の具体的な内容及び数の上限

1. 譲渡制限付株式の割当て及び払込み

当社は、当社の取締役に対し、当社取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受ける。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定する。

また、上記金銭報酬債権は、当社の取締役が、上記の現物出資に同意していること及び本件割当契約（下記3. に定義する。）を締結していることを条件として支給する。

2. 譲渡制限付株式の総数

取締役に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数180,000株（うち社外取締役に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数20,000株）を、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限とする。

ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができる。

3. 本件割当契約の内容

譲渡制限付株式の割当てに際し、当社取締役会決議に基づき、当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約（以下、「本件割当契約」という。）は、以下の内容を含むものとする。

(1) 譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役は、1年間から5年間までの間で当社取締役会が定める期間（以下、「譲渡制限期間」という。）、当該譲渡制限付株式につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない。

(2) 譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役が、譲渡制限期間が満了する前に当社又は当社の子会社の取締役、執行役員又は使用人を退任した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当該取締役が割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という。）を当然に無償で取得する。

また、本割当株式のうち、上記(1)の譲渡制限期間が満了した時点において下記(3)の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得する。

(3) 譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社又は当社の子会社の取締役、執行役員又は使用人の地位にあったことを条件として、譲渡制限期間中における当社の営業利益等の業績その他の指標の達成度に応じて、本割当株式の全部又は一部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

ただし、当該取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に当社又は当社の子会社の取締役、執行役員又は使用人を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

(4) 組織再編における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総

会による承認を要さない場合においては、当社取締役会)で承認された場合には、当社取締役会決議により、合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

この場合には、当社は、上記の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(ご参考)

当社は、本株主総会終結の時以降、上記の譲渡制限付株式と同様の譲渡制限付株式を、当社の使用人に対し、割り当てる予定です。

以 上

株主総会会場ご案内図

会 場 : 京都市下京区松原通烏丸西入ル玉津島町303番地
株式会社オンリー本社ビル3階
TEL 075-354-4129

交通機関 : 阪急京都線烏丸駅下車西改札口を出て23番出口から徒歩約8分
地下鉄烏丸線四条駅下車⑥出口から徒歩約6分
地下鉄烏丸線五条駅下車②出口から徒歩約5分



なお、駐車場はございませんので、お手数ですが、公共の交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。